

京都市告示第150号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年 5月29日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
松尾嵐山経 67号線	西京区嵐山宮ノ前町50番地の2地先から	旧	メートル 62.40	メートル 0.45
	同町47番地の3地先まで	新	62.40	1.82 ~ 6.81
深草緯103号 線	伏見区深草大亀谷大谷町9番地の36地先から	旧	14.80	2.80
	同町16番地の25地先まで	新	14.80	4.20 ~ 6.43

(建設局土木管理部道路明示課)